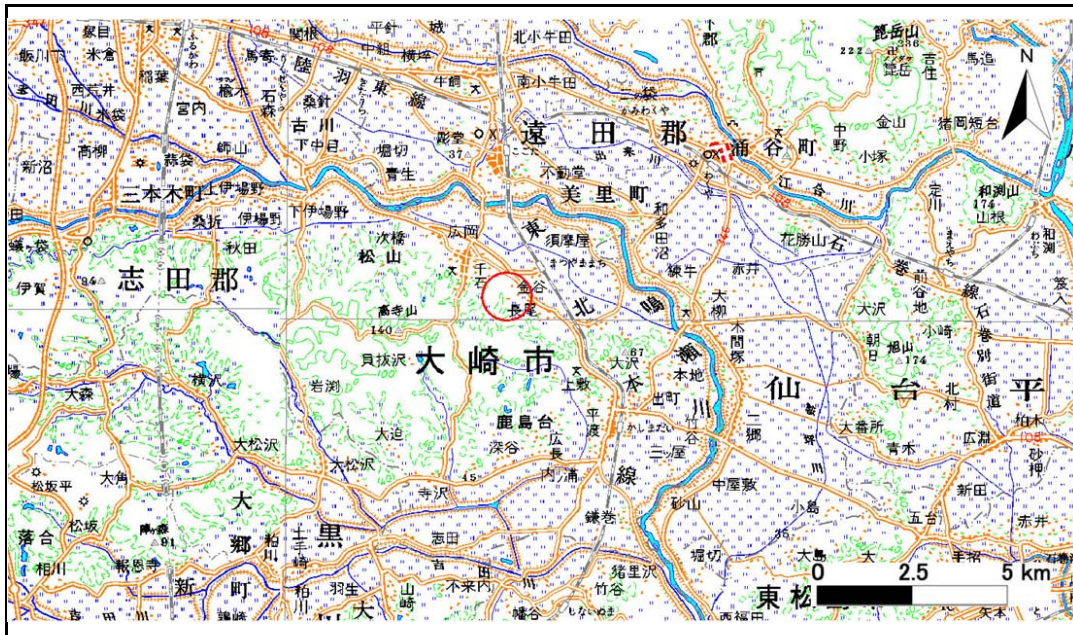


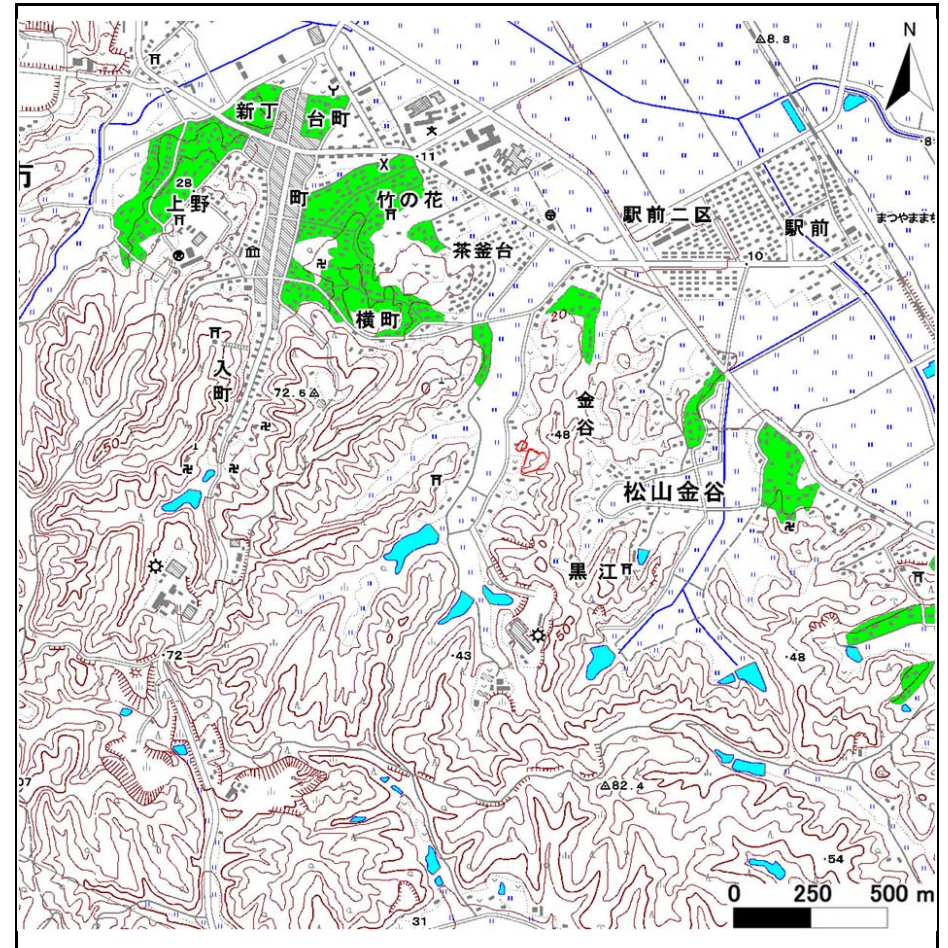
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第337号
告示年月日	平成27年3月27日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-1244-2
箇所名	北橋の1-2
所在地	大崎市松山金谷字姥ヶ沢, 字北橋
調査機関	宮城県北部土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平24情複、第664号)

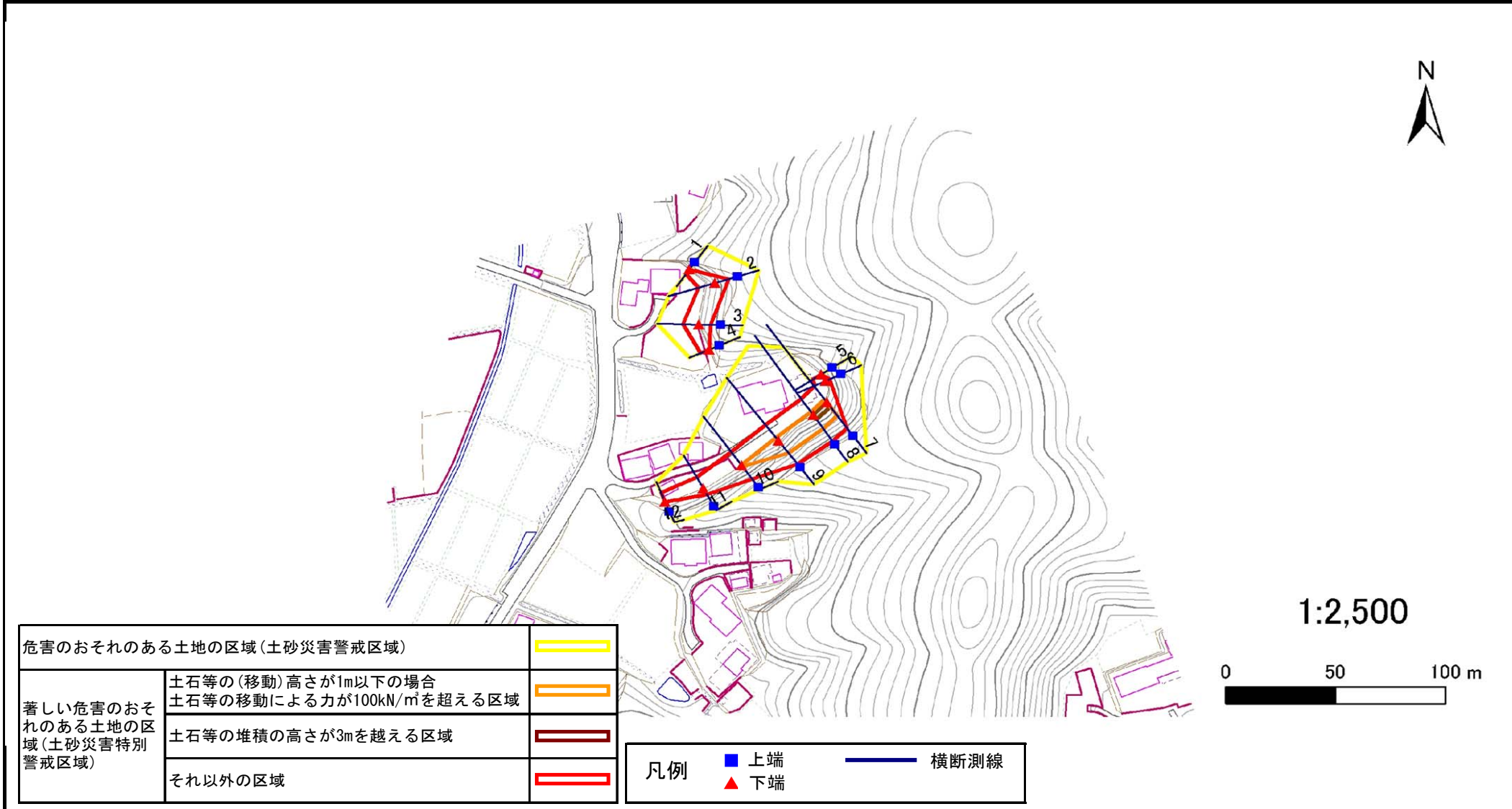
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第337号
告示年月日	平成27年3月27日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成23年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1244-2	箇所名	北橋の1-2	所在地	大崎市松山金谷字姥ヶ沢, 字北橋
---------	------	-------------	-----	--------	-----	------------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合 土石等の移動による力が 100kN/m^2 を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを越える区域	
それ以外の区域		

凡例		上端		横断測線
		下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第337号
告示年月日	平成27年3月27日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1244-2	箇所名	北橋の1-2	所在地	大崎市松山金谷字姥ヶ沢, 字北橋											
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	99.4	1.0	-	-	12.1	2.4	~								
2 ~ 3	-	-	99.4	1.0	-	-	12.1	2.4	~								
3 ~ 4	-	-	93.2	1.0	-	-	9.7	1.9	~								
5 ~ 6	-	-	69.3	1.0	-	-	9.9	2.0	~								
6 ~ 7	-	-	100.0	1.0	-	-	15.2	3.0	~								
7 ~ 8	128.0	1.0	100.0	1.0	16.5	3.3	15.2	3.0	~								
8 ~ 9	129.4	1.0	100.0	1.0	-	-	15.2	3.0	~								
9 ~ 10	129.4	1.0	100.0	1.0	-	-	13.4	2.7	~								
10 ~ 11	-	-	100.0	1.0	-	-	13.4	2.7	~								
11 ~ 12	-	-	75.7	1.0	-	-	10.5	2.1	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								